

平成24年6月15日 理事長決裁

公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人松戸みどりと花の基金は、個人・団体等が行う都市緑化推進に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において定款及びこの要綱に基づき助成金を交付する。

(助成対象及び助成金の額)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、定款第3条の趣旨にそった都市緑化推進に関する事業を行うものとする。

2 助成金の額は、個人・団体等が行う都市緑化推進に関する事業に要する経費のうち理事長が認定した額とする。

(助成金の交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付申請書(第1号様式)により、理事長に申請しなければならない。

(助成金の交付の採否及び助成金の決定)

第4条 理事長は、助成金の交付の申請があったときはこれを助成金交付審査会(以下「審査会」という。)に諮り、助成の採否を決定する。

2 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

3 あらかじめ審査会の承認を受けて別に助成の採否の基準及び助成額を定める場合には、第1項の規定にかかわらず、理事長は、審査会の議を経ずに助成の採否及び助成額を決定することができる。

4 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、審査会に報告するものとする。

(決定通知)

第5条 理事長は、前条の決定をしたときは、公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成金の交付の申請をした者に通知する。

2 理事長は、助成金を交付しないことと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の変更）

第6条 助成金の交付の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の通知を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容等を変更しようとする場合は、助成金事業変更承認申請書（第3号様式）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、適正と認めた場合は、助成金交付決定変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 理事長は、前項の規定により通知を行ったときは、審査会に報告するものとする。

（完了報告）

第7条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了後2週間以内に公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金完了報告書（第5号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて理事長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付請求書（第6号様式）に決定通知書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 理事長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付決定を受けた者に対して、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 次の要綱は、廃止する。
 - (1) 財団法人まつど街と水辺の緑化基金助成金要綱（平成7年10月1日施行）
 - (2) 財団法人まつど街と水辺の緑化基金生け垣造り助成金交付要綱（平成7年10月1日施行）

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。